

指定自動車教習所における仮運転免許関係事務の委託に関する規則等の一部を改正する規則の制定に伴う結果の公示について

1 規則等の題名

指定自動車教習所における仮運転免許関係事務の委託に関する規則等の一部を改正する規則（令和 7 年長崎県公安委員会規則第 11 号）

2 意見公募手続を実施しなかった理由

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 97 号）の施行に伴い、必要とされる規定の整理であることから、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号に基づき、意見公募手続を実施しませんでした。

3 公布日

令和 7 年 12 月 26 日